

住宅改修に対する 固定資産税の減額制度

▼問合せ 税務グループ ☎079(435)0358

次の3つのいずれかの改修工事を行うことで家屋に対する固定資産税が減額されます。

住宅耐震改修について

▼対象住宅 昭和57年1月1日以前に建築された住宅（賃貸住宅は除く）

▼対象工事 平成27年12月31日までに完了する次の工事で、工事費用が30万円以上で現行の耐震基準に適合させるためのもの

▼対象面積 1戸につき120平方メートルまでの部分

▼減額内容 固定資産税の2分の1を減額

▼減額期間 平成24年12月31日までに完了した工事については翌年度から2年間
平成25年1月1日から平成27年12月31日までに完了した工事については翌年度1年間

※バリアフリー改修及び省エネ改修に伴う減額と同時に適用はできません
▼必要なもの 現行の耐震基準に適合した工事であることの証明書（固定資産税減額証明書）



省エネ改修について

▼対象住宅 平成20年1月1日以前に建築された住宅（賃貸住宅は除く）

▼対象工事 平成25年3月31日までに完了する次の工事で、工事費用が30万円以上のもの
①窓の改修工事（必須）
②床の断熱改修工事
③天井の断熱改修工事（※外気などと接するものに限る）



▼対象住宅 次のいずれかの条件に該当する人が住んでいる平成19年1月1日以前に建築された住宅（賃貸住宅は除く）
①65歳以上の入居者

▼対象面積 1戸につき120平方メートルまでの部分
▼減額内容 工事完了の翌年度分に限り固定資産税の3分の1を減額
※新築軽減及び耐震改修に伴う減額と同時に適用はできません
▼必要なもの 現行の省エネ基準に適合した住宅であることの証明書（建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関が発行したもの）、工事内容が分かる書類など

バリアフリー改修について

▼対象住宅 次のいずれかの条件に該当する人が住んでいる平成19年1月1日以前に建築された住宅（賃貸住宅は除く）
①65歳以上の入居者
②要介護・要支援認定を受けている人
③身体障害者手帳や療育手帳などを持っている人
▼対象工事 平成25年3月31日までに完了する次の工事で、補助金などを除く自己負担額が30万円以上のもの
①廊下の拡幅
②階段の勾配の緩和
③浴室の改良
④トイレの改良
⑤手すりの取り付け
⑥床の段差解消・滑り止め
⑦引き戸への取り替え
▼対象面積 1戸につき100平方メートルまでの部分
▼減額内容 工事完了の翌年度分に限り固定資産税の3分の1を減額
※新築軽減及び耐震改修に伴う減額と同時に適用はできません
▼必要なもの 工事内容が分かる書類または建築士などが発行する証明書
◎対象となるのは、住宅の居住部分のみで土地は対象外です
◎いずれの申請も、改修後3カ月以内に申告があったものに限ります

年金

国民年金保険料納付が困難な 学生は学生納付特例の手続を

学生納付特例の対象者は？

日本国内に住むすべての人は、20歳になったときから国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられています。学生に対しては、申請によって在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。

学生とは？

学生納付特例という学生とは、大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校、一部の海外大学の日本分校に在学する学生で、夜間・定時制課程や通信課程の学生も含まれます。なお、私立の各種学校については、修業年限が一年以上の課程の場合は都道府県知事の認可を受けた学校に限り、また海外大学の日本分校については文部科学大臣が個別に指定した課程に限ります。

所得基準は？

学生納付特例には所得基準があり、本人の所得が次の額以下の場合に対象となります。118万円＋扶養親族などの数×38万円＋社会保険料控除など申請者本人のみの所得をみるため、本人以外の家族の所得は問いません。

年金との関係は？

老齢基礎年金を受けるためには、原則として保険料の納付済期間（保険料免除期間を含む）が25年以上必要です。学生納付特例の承認を受けた期間は、この老齢基礎年金の受給資格期間に含まれます。ただし、老齢基礎年金の年金額の計算対象となる期間には含まれません。

申請書の提出先は？

申請書の提出先は、住民登録している市区町村の窓口です。

所得基準は？

また、平成20年4月から、在学する大学などの窓口でも申請手続ができるようになりました。大学などの窓口で申請手続を行うためには、在学する大学などが学生納付特例事務法人の指定を受けている必要がありますので、よく確認してください。

申請に必要なもの

年金手帳または納付書
・学生などであることを証明する書類（在学証明書または学生証などの写し）
・印鑑（認め印）
・退職（失業）した人が申請を行う場合は、退職（失業）したことを確認できる書類（雇用保険受給者証、雇用保険被保険者離職票等の写し）
申請が遅れると、申請日前に生じた不慮の事故や病気による障害について、障害基礎年金を受けることができない場合もありますので、注意してください。

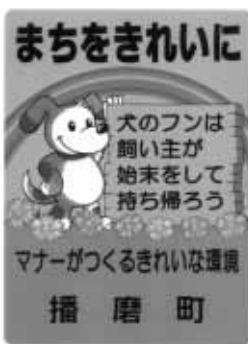
▼問合せ
保険年金グループ
☎079(435)2581
加古川年金事務所
☎079(427)4743

マナーを守って、環境のよいまちにしましょう!!

平成23年4月1日に播磨町内における環境美化を促進し、生活環境の向上を目的として「播磨町まちをきれいにする条例」が施行しています。

住民一人ひとりが「まちをきれいにする」との意識を持って取り組んでいただきたいと思います。

▶問合せ すこやか環境グループ ☎079(435)2721



●犬の散歩中の注意

・フン、ブラッシングした毛は持ち帰り、「燃えるごみ」として出してください
・フンの放置、また、フンの入ったビニール袋の田や空地への投げ入れがあります。自宅の前（土地）にフンが放置されていた場合の気持ちになって処理をしてください

・家屋の塀などに小便をさせないでください。自分の家にされた場合の気持ちになってさせないでください
・消火栓ホース格納箱、道路標識・防犯灯支柱などに小便をさせないでください。腐食して倒れる危険が生じます
・リードを長くして散歩をしないでください。通行者、車両に危険です。適切な長さで散歩させてください



●タバコ吸殻のポイ捨てをしないでください

タバコを吸いながら歩行される方は、携帯灰皿を持って処理をしてください。

●空き缶、ペットボトルなどのポイ捨てはしないでください

持ち帰り、または店舗、自販機などの回収容器に入れてください。

●歩道、道路沿いに植木を植えている方は、はみ出さないように注意してください

通行に支障となり、事故の原因になることがありますのでご注意ください。

●道路に植木鉢、プランターなどを置かないようにしてください

●土地の所有者は、雑草が繁茂し、近隣に迷惑が及ばないように適正に管理をしてください